

ご親族を亡くされたご家族へ（チェックシート）

*確定申告等で亡くなられた方の個人番号(マイナンバー)が必要な場合があります。
マイナンバー通知カード、マイナンバーカードはしばらく保管しておいて下さい。

ご親族を亡くされたご家族がされる主な手続には次のようなものがありますので、該当するものがありましたら、関係課での手続をお願いします。

チェック	項目	対象者	手続の内容	必要なもの（チェックしてください）	受付窓口
<input type="checkbox"/>	国民健康保険	加入していた方	葬祭費の支給申請が必要です。	<input type="checkbox"/> 来庁する方の公的証明(顔写真付き以外のは2点確認) <input type="checkbox"/> 国民健康保険資格確認書(または資格情報のお知らせ) <input type="checkbox"/> 喪主の方の口座番号がわかるもの ※喪主と別世帯の方が「葬祭費」の手続きをされる場合は、委任状が必要です。	窓口課 ④番窓口 (市役所1階) 089-964-4471
<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療保険	加入していた方	葬祭費の支給申請が必要です。	<input type="checkbox"/> 来庁する方の公的証明(顔写真付き以外のは2点確認) <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療資格確認書 <input type="checkbox"/> 喪主の方の口座番号がわかるもの <input type="checkbox"/> 喪主であることが確認できる書類(火葬許可証、会葬礼状等) <input type="checkbox"/> 相続権のある方の関係のわかる書類(戸籍)・口座番号のわかるもの	
<input type="checkbox"/>	国民年金 厚生(共済)年金	国民年金の加入者 または受給者	未支給年金・死亡一時金・ 遺族基礎年金の請求	年金の種類により手続きが異なります。必要書類をお伝えしますので、窓口課④番窓口へお越しください。 ※請求権者が来庁されない場合、書類の取得のために委任状を必要とすることがあります。 必要書類 <input type="checkbox"/> 請求者の世帯全員の住民票 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の住民票除票 <input type="checkbox"/> 請求者の所得の記載事項証明	松山東年金事務所 089-946-2146
		厚生(共済)年金の 加入者または受給者	未支給年金・ 遺族厚生(共済)年金の請求	※上記3点の書類は個人番号(マイナンバー)または基礎年金番号が分かれば、省略することが出来ます。分かるものがあれば、ご持参下さい。 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本(配偶者以外省略不可) <input type="checkbox"/> 通帳(請求者)	

チェック	項目	対象者	手続の内容	必要なもの（チェックしてください）	受付窓口
<input type="checkbox"/>	障がい者手帳 (身体・療育・精神) 重度心身障害者 医療費受給者証 障がい者 タクシー利用助成券	該当していた方	障がい者手帳(身体・療育・精神) 重度心身障害者医療費受給者証 障がい者タクシー利用助成券の返納が必要 です。	<input type="checkbox"/> 障がい者手帳 <input type="checkbox"/> 重度心身障害者医療費受給者証 <input type="checkbox"/> 障がい者タクシー利用助成券	社会福祉課 ⑧番窓口 (市役所1階) 089-964-4406
<input type="checkbox"/>	特別障害者手当 障害児福祉手当 経過的福祉手当	該当していた方	資格喪失等の手続が必要です。	<input type="checkbox"/> 死亡診断書(写) <input type="checkbox"/> その他必要なものについては、窓口へお問い合わせください。	
<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当	受給していた方 または対象児童	資格喪失等の手続が必要です。	<input type="checkbox"/> 必要なものについては、窓口へお問い合わせください。	
<input type="checkbox"/>	児童手当	受給していた方 または対象児童	資格喪失等の手続が必要です。	<input type="checkbox"/> 必要なものについては、窓口へお問い合わせください。	
<input type="checkbox"/>	児童扶養手当	受給していた方 または対象児童	資格喪失等の手続が必要です。	<input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> その他必要なものについては、窓口へお問い合わせください。	
<input type="checkbox"/>	子ども医療費 受給資格証	受給していた方 または対象児童	資格喪失等の手続が必要です。	<input type="checkbox"/> 子ども医療費受給資格証 <input type="checkbox"/> その他必要なものについては、窓口へお問い合わせください。	
<input type="checkbox"/>	ひとり親家庭 医療費受給者証	受給していた方 または対象児童	資格喪失等の手続が必要です。	<input type="checkbox"/> ひとり親家庭医療費受給者証 <input type="checkbox"/> その他必要なものについては、窓口へお問い合わせください。	

チェック	項目	対象者	手続きの内容	必要なもの（チェックしてください）	受付窓口
<input type="checkbox"/>	介護保険	被保険者であった方 (65歳以上の方)	資格喪失の手続が必要です。	<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 ※保険料の還付、高額介護サービス費等の支給がある場合は下記が必要です。 （相続人代表者と還付金等を受け取られる方が異なる場合は、委任状が必要です。） <input type="checkbox"/> 相続人代表者の方の口座番号がわかるもの <input type="checkbox"/> 相続人代表者の方との関係がわかる書類(戸籍、火葬許可証等)	長寿介護課 ⑦番窓口 (市役所1階) 089-964-4408
<input type="checkbox"/>	市県民税	納税されていた方	次に該当する場合は、あらたに納税通知書をお届けすることになりますので、市民税係に「相続人代表者指定届」の提出をお願いします。 ① 市県民税を給与天引き(特別徴収)していて、退職時に納付すべき市県民税が残っている方 ② 市県民税を公的年金から天引き(特別徴収)されている方 ③ 1月2日以降に亡くなられた方(1月1日現在を基準として、前年の収入をもとに新年度の市県民税を算定します。) ※亡くなられた方の、納期未到来分・未納分・新年度課税分の市県民税につきましては、相続人の方に納税していただくことになります。		税務課 ⑤番窓口 (市役所1階) 089-964-4403
<input type="checkbox"/>	原動機付自転車 (125cc以下)・ 小型特殊等	所有されている方	引き続き使用される場合 ⇒名義変更手続 <input type="checkbox"/> 譲渡証明書(相続人が、相続人以外の方に譲渡する場合) <input type="checkbox"/> 標識交付証明書(平成5年4月以降登録のもの) <input type="checkbox"/> その他必要なもの及び申請書等記載方法については、窓口へお問い合わせください。		
		廃棄される場合 ⇒ 廃車手続	<input type="checkbox"/> ナンバープレート <input type="checkbox"/> 標識交付証明書(平成5年4月以降登録のもの) <input type="checkbox"/> その他必要なもの及び申請書等記載方法については、窓口へお問い合わせください。		
<input type="checkbox"/>	固定資産税	市内に土地・家屋を 所有されている方	所有権移転登記(相続)の手続が必要となります。 相続手続が完了するまでの間、相続人の中から納税に関する代表者を選任していただき、資産税係に「相続人代表者指定届」の提出をお願いします。 (注)この届出は相続税(税務署)や相続登記(法務局)の手続きとは関係ありません。 ※未登記の家屋の所有権を移転する場合は、「未登記家屋所有権変更届」の提出をお願いします。 亡くなられた方が口座振替を利用されていた場合は、口座振替ができなくなりますので改めて口座振替の手続きをお願いします。		

チェック	項目	対象者	手続の内容	必要なもの（チェックしてください）	受付窓口
<input type="checkbox"/>	上下水道	上下水道を使用されていた方	<p>名義者が死亡された場合は、名義の変更手続が必要です。</p> <p>下水道使用料を、使用人数に応じてご負担いただいている方は、使用人数の変更が必要です。</p> <p>亡くなられた方が口座振替を利用されていた場合は、口座振替ができなくなります。</p> <p>口座振替を希望される場合は、口座振替の手続きをお願いします。</p> <p>口座振替の手続き <input type="checkbox"/> 口座番号がわかるもの <input type="checkbox"/> 金融機関へ登録の届出印</p>		<p>上下水道課 ⑪番窓口 (市役所2階) 089-964-4416</p>
<input type="checkbox"/>	市営墓地	使用許可を受けていた方(名義人)	使用許可を受けていた方(名義人)が、死亡された場合は、市営墓地の使用承継手続(名義変更)が必要です。	手続については窓口へお問い合わせください。	<p>環境保全課 ⑨番窓口 (市役所2階) 089-964-4415</p>
		納骨する場合	市営墓地に納骨するときは、納骨届出をしてください。	<input type="checkbox"/> 埋火葬許可証 (寺院墓地等に納骨するときは、墓地管理者に提出してください。)	
<input type="checkbox"/>	飼い犬の登録	犬を飼っていた方	犬を引き継いで飼われる場合は、所有者変更手続をしてください。	手続については窓口へお問い合わせください。	
<input type="checkbox"/>	市営住宅	同居者	同居者異動届出書を提出してください。		<p>都市整備課 ⑭番窓口 (市役所2階) 089-964-4412</p>
		入居者(契約者)	<p>退去する場合</p> <p>同居者が引き続き住む場合</p>	手続については窓口へお問い合わせください。	
<input type="checkbox"/>	土地改良区賦課金	市内に農地を所有されている方又は、耕作されている方で、土地改良区組合員の方	<p>組合員資格者変更の手続が必要です。</p> <p>※土地改良区のある地域や組合員であるかどうかは、窓口へお問い合わせください。</p>	<p>土地改良区組合員得喪通知書（窓口にて必要書類をお渡しいたします。）</p> <p>また、亡くなられた方が口座振替を利用されていた場合は、口座振替ができなくなりますので、改めて口座振替の手続きをお願いします。</p> <p>口座振替の手続き <input type="checkbox"/> 口座番号がわかるもの <input type="checkbox"/> 金融機関へ登録の届出印</p>	<p>東温市土地改良連絡協議会 ⑫番農林振興課内 (市役所2階) 089-990-1660</p>

チェック	項目	対象者	手続の内容	必要なもの（チェックしてください）	受付窓口
<input type="checkbox"/>	相続登記	不動産(土地・建物)を所有されている方	不動産を所有していた方が亡くなられた場合は、相続登記が必要となります。 詳細については、松山地方法務局砥部出張所へお問い合わせください。 ※登記相談は、事前に予約が必要です。「法定相続情報証明制度」についてもご利用ください。		松山地方法務局 砥部出張所 089-962-2140
<input type="checkbox"/>	国 税	相続税	土地建物や現金などの相続財産がある方は、亡くなった日から各相続人などが取得した財産の合計額が、基礎控除額を超える場合、10ヵ月以内に相続税の申告・納税が必要です。		松山税務署 089-941-9121
		所得税	事業所得がある方や、2カ所以上から給料を受け取られている方、給与以外の所得が20万円以上ある方など確定申告をする必要のある方が年の途中で亡くなった場合、相続の開始を知った日から4ヵ月以内に準確定申告が必要です。 事業所得者は、税務署に廃業の届出が必要となります。		
<input type="checkbox"/>	県 税	事業税	個人事業主の方が年の途中で亡くなった場合、4ヵ月以内に事業税の申告が必要です。		中予地方局 課税課 089-909-8754
<input type="checkbox"/>	自動車等	軽自動車を所有されている方	軽自動車（三輪・四輪）をお持ちの方 引き続き使用される場合 ⇒ 名義変更手続 廃棄される場合 ⇒ 廃車の手続が必要となります。		軽自動車検査協会 050-3816-3124
		普通自動車等を所有されている方	普通自動車・二輪車(125ccを超えるもの)等をお持ちの方 引き続き使用される場合 ⇒ 名義変更手続 廃棄される場合 ⇒ 廃車の手続が必要となります。		運輸支局 050-5540-2076

※遺品等処分については、一時多量ごみと同じ取り扱いとなりますので、自ら処理し、処理できない場合は、一般廃棄物収集許可業者に依頼してください。

※小中学校学齢簿については手続不要です。就学援助については通学していた学校で手続が必要です。

※妊婦一般健康診査受診表、乳児一般健康診査受診表、定期予防接種券については、返却不要です。

※新年度には内容が変更することがありますので、手続の途中で年度替わりになる場合は、事前にお問い合わせされることをお勧めします。

※死亡届出後、住民票や戸籍に死亡事項が記載されるには、日数がかかる場合があります。

<おくやみ窓口について>
お亡くなりになられた方の市役所での手続きを各担当者が窓口に出向きワンストップで行います。予約制のため、待ち時間なく手続きできます。 開設場所：東温市役所1階 窓口課（おくやみ窓口） 予約可能時間： ①9：30 ②13：00 ③15：00 予約方法：電話予約（おくやみ窓口の予約とお伝えください） 予約先：089-964-4471／089-964-4404（平日8：45～17：00）
ご予約なしでもお手続き可能ですが、お待ちいただく可能性があります。 お時間には余裕をもってお越しくださいますようお願い申し上げます。